

平成二十四年九月十四日受領
答弁第四二〇号

内閣衆質一八〇第四二〇号

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出盗撮行為により処分を受けた外務省職員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出盗撮行為により処分を受けた外務省職員に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

外務省において把握している範囲では、平成二十一年度から平成二十四年度（平成二十四年四月一日から同年九月七日までの間に限る。）までに、盗撮行為を事由に逮捕され、又は処分を受けた同省職員は、存在しない。